

今後の新地方公会計の推進に関する研究会

中間とりまとめ（案）

平成25年7月

目次

<u>1. はじめに</u>	1
<u>2. 地方公会計をめぐる現状と課題</u>	1
(1) 地方公共団体の取組状況等	1
(2) 国の公会計の取組状況	2
(3) 国際公会計基準（IPSAS）の取組状況	3
<u>3. 新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方</u>	3
(1) 地方公会計整備の意義について	3
(2) 基準の設定について	4
<u>4. 基準のあり方について</u>	4
(1) 総論	4
(2) 各論	6
① 貸借対照表	6
② 行政コスト計算書	7
③ 純資産変動計算書	8
④ 資金収支計算書	9
(3) その他	9
インフラ資産に係る減価償却の取扱い	9
<u>5. 今後の実務上の課題と対応の方向性</u>	9
(1) 固定資産台帳の整備	9
(2) 複式簿記の導入	10
(3) 開示等にあたってのわかりやすい表示等	10
(4) 活用の充実等	11
(5) 地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育	11
(6) 地方公共団体における事務負担等	12
(7) 地方全体に係る連結等の取扱い	12
(8) 実務の円滑な実施に向けた全体的なロードマップの提示	12
名簿	13
開催要綱	14
検討経緯	15

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」
中間とりまとめ（案）

1. はじめに

- ・ 総務省では、平成18年度より、新地方公会計モデル（基準モデル及び総務省方式改訂モデル。以下「現行モデル」という。）を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきた。
- ・ 要請から3年が経過し、地方公共団体における財務書類の作成についての検証を行うとともに、国際公会計基準（IPSAS）及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策等を検討するために、平成22年9月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を立ち上げ、議論を進めてきた。
- ・ これまで、本研究会では、国際公会計基準や国の公会計の状況、地方公共団体における取組状況等のヒアリングを行いながら、今後の新地方公会計の推進方策や基準のあり方等について議論を進めてきた。

2. 地方公会計をめぐる現状と課題

(1) 地方公共団体の取組状況等

平成25年3月31日時点における平成23年度決算に係る財務書類の作成状況については、作成団体（作成済又は作成中の地方公共団体の合計）が全団体（都道府県、市町村及び特別区）の96%、作成済団体が全団体の72%となるなど着実に作成が進んでいる。また、平成23年度決算に係る財務書類の活用状況については、財務書類の作成済団体の89%が、他の地方公共団体との比較やそれぞれの地方公共団体の経年比較等の財務状況の分析、住民や議会等に対する財務状況の説明に財務書類を活用しているが、行政評価や公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等の個別的な活用は、一部の地方公共団体に留まっている。

現在、地方公共団体における財務書類の作成方式は、現行モデルのほかに、東京都や大阪府等の方式があるが、それぞれの作成方式の実績、評価及び課題は以下のとおりである。

- ・ 基準モデル：個々の取引等について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデルである。一定の地方公共団体において複式仕訳（期末一括変換）の導入が進み、固定資産台帳の整備等を通じて資産

更新等の課題を明らかにすることができた点で意義があるものと考えられる。一方、特殊な財源仕訳等を行うことによる複雑さやわかりにくさ等は課題として挙げられる。また、発生主義による複式仕訳を実施するための出納データの変換プログラム等が必要であり、一定の経費負担等がある。

- ・ 総務省方式改訂モデル：地方公共団体の事務負担等を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを許容しているモデルである。総務省等が提供しているワークシートを活用して作成が可能であり、事務負担や経費負担等に配慮がなされている。このような簡便な方法での作成を可能としたことにより、多くの地方公共団体で財務書類の作成が進んだと評価できる。一方で、複式仕訳によらない場合には検証可能性が低いほか、固定資産台帳の整備が進んでいない場合には貸借対照表の固定資産計上額に精緻さを欠く等の課題が挙げられる。
- ・ 東京都や大阪府等の方式：発生の都度、複式仕訳を実施する方式であり、官庁会計処理と連動したシステムを導入することで、事務負担の軽減を図っている。また、会計別から事業別まで様々な区分で精度の高い財務諸表を作成することで、マネジメントに活用している例もある。即座に複式仕訳を確認できるため、財務諸表の作成が比較的短期間で済み、より早期の公表が可能である。東京都は平成18年度決算分、大阪府は平成23年度決算分から導入している。一方で、一定のシステムの導入経費負担等がある。

(2) 国の公会計の取組状況

国においては、「特別会計財務書類」、「省庁別財務書類」の作成が段階的に進められ、各府省の「省庁別財務書類」を合算した「国の財務書類」や独立行政法人等と連結した「連結財務書類」が平成15年度決算分から作成・公表されているほか、セグメント情報としての「政策別コスト情報」が平成21年度決算分から作成・公表されている。また、財務書類作成システムの導入等による作成・公表の早期化や精緻化が進められている。なお、道路等の公共用財産については、個々の資産に係る価格等の情報管理が制度的に整備されていないことから、資産評価にあたり過去の投資累計額等により把握した価額が計上されている。

(3) 国際公会計基準（IPSAS）の取組状況

国際公会計基準については、平成12年以降、国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）において、国際財務報告基準（IFRS）に公的部門特有の特徴を加味し、平成22年までに財務諸表の作成に必要なほぼ全てのテーマに関する基準が策定されている。現在は、公表している国際公会計基準の改訂・追加を行うとともに、概念フレームワークプロジェクトと財務諸表以外の財務報告の開発等についての議論が行われている。国際公会計基準審議会には国際公会計基準を強制する権限力はなく、このことは概念フレームワークプロジェクトにおいて策定される概念フレームワークについても同様であるが、概念フレームワークプロジェクトには、各国の公会計基準設定主体等が参加していることから、それぞれの国の公会計の概念フレームワークに影響を与えることが見込まれる。最終的には平成26年までにまとめていく予定となっており、引き続き注視が必要である。

3. 新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方

こうした現状認識を踏まえ、本研究会では、現行の現金主義会計による予算・決算制度を前提とした上で、財務報告におけるあるべき基準のあり方等について議論を進めてきた。今後の新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 地方公会計整備の意義について

- ・ 地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度の補完として整備するものである。現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から現金主義会計を採用しているものである。一方で発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できる。また、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられる。
- ・ その上で、個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、①住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、②資産・債務管理や予算編成、行政評価等に

有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられる。

- ・ また、地方公会計の整備は個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報の分かりやすい開示という観点からも必要があるものである。

(2) 基準の設定について

- ・ 地方公会計の整備については、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とすることによって、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することができ、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となる。そのため、全ての地方公共団体で、他の地方公共団体と比較可能な標準的な財務書類の作成を進めていくことが重要となる。
- ・ また、個々の地方公共団体のみならず、地方公共団体全体としての財務情報の開示を行っていくためにも、資産評価の方法や様式など財務書類の作成の基本となる部分について、統一的な取扱いとして整理すべきである。
- ・ こうしたことから、今後、地方公会計の推進を図るためには、その整備にあたっての標準的な考え方・方法を示す基準を設定することが必要であると考えられる。
- ・ また、このことは、例えば国と地方を併せた財務情報の開示等、今後、国と連携を図る上でも必要となるものである。
- ・ ただし、以下の点については留意が必要である。
 - 本研究会においては、現行の制度を前提として議論を行ってきたことから、ここでいう「基準」の性格としては、現行の現金主義会計を補完する財務書類の作成にあたっての標準的な考え方を示すものである。
 - 従って、今後、国際公会計基準の動向や、国の公会計基準の位置付け等の変更がある場合には、地方公会計の制度的な位置付けも含め、見直すことがあり得るものである。

4. 基準のあり方について

(1) 総論

- ・ 新たな基準の設定にあたっては、現実問題として、地方公会計よりも

企業会計の方が先行し、一般的に普及していること等を踏まえると、企業会計をベースにしながらも、税収等の地方公会計の固有の論点を考慮して整理することが適当である。

- ・ 財務書類の体系については、現行のいずれの作成方式においても、貸借対照表で会計年度末における資産と負債のバランスを示すとともに、資金収支計算書で一会計期間における現金等の収入と支出のバランスを示している。その上で、行政コスト計算書と純資産変動計算書のいずれか又は両方の書類によって、一会計期間における発生主義による費用と収益やその他の純資産の変動を示すという役割分担になっている。この中で、一会計期間における地方公共団体の財務業績の示し方については、現行モデルと東京都や大阪府等の方式では以下のとおり異なっている。
- ・ 現行モデルは、地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえ、税収を含む、直接的な対価性のない取引を純資産変動計算書の中で表示し、将来にどのように純資産を引き継ぐことができたかを示すことにより、財務業績を評価するという考え方に立っている。
- ・ 一方で、東京都や大阪府等の方式は、より企業会計や国際公会計基準に近い形で、原則として、行政コスト計算書の中で一会計期間の全ての収入と費用を対応させて、行政コストが税収等によって賄われているかを示すことに重点を置くという考え方に立っている。
- ・ 地方公共団体の財務業績の示し方を整理するにあたっては、その前提として、地方公共団体は以下のような特性を有していることを踏まえる必要がある。
 - 地方公共団体は総合的な行政主体であり、経常的事業と投資的事業の双方にわたって様々な業務を担っていること
 - 課税権を有するとともに、多くの地方公共団体においては、それぞれの地方公共団体の税収以外にも地方交付税や補助金等といった収入が一会計期間における収入の一定割合を占めていること
 - さらに、一部の特例的な公債を除き、公債は投資的経費の財源のみに充当できるという建設公債主義の下で公債の発行を行っていること
- ・ こうしたことから、地方公共団体の財務業績については、①一会計期間の経常的な費用がどの程度あり、②それが税収等の財源によってどのように賄われ、③固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示すことによって評価することが適当であると考えられる。

- ・ すなわち、地方公共団体の場合には、行政サービスの提供等によって直接収益を生み出すわけではないことから、まずは、行政サービスの提供等にどの程度の費用が必要であったかを示すことが重要である。
- ・ 次に、それらの経常的な費用が、一会計期間に調達された財源によってどのように賄われたかを見ることで、将来へ引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示すことが可能となる。一会計期間の経常的な費用と財源の差額を見たときに、費用を財源が上回る場合には、将来へ引き継ぐ純資産を増加させたことを表し、逆に下回る場合には、それまでに蓄積された純資産を費消して行政サービス等による便益を享受したことを表している。
- ・ その上で、固定資産の増減等、将来にどのように純資産を引き継ぐことができたかを示すことによって、一会計期間の財務業績を評価することとなる。
- ・ こうした考え方の下、地方公共団体の行財政運営の特性をより正確に説明し、理解を得ていくためには、特に以下の情報について、説明していくことが必要である。このため、こうした情報を注記や別表等で示していくことについて、今後実務的な検討を更に進めていくことが求められる。
 - 経常的事業・投資的事業の財源等の状況
 - 固定資産等について、その総額の増減状況
 - 将来の負担となる公債について、それが資産形成に充当されたものであるか否かの区分
 - 公債について、地方交付税措置がされているものか否かの区分

(2) 各論

① 貸借対照表

- ・ 貸借対照表は、会計年度末における地方公共団体の財政状態（資産保有状況と財源調達状況）を表す財務書類であり、資産、負債、純資産の残高を明らかにすることで、資産・債務の適切な管理につなげるものである。
- ・ 現行モデルにおける有形固定資産については、資産・債務改革の要請から、現時点の時価を基礎とした公正価値で評価すべきという考え方に基づいている。しかし実際には、原則として、事業用資産の土地を除いては再評価をしない等の取扱いとなっている。
- ・ 一方で、東京都や大阪府等の方式における有形固定資産については、企業会計や国際公会計基準と同様に、原則として、取得原価で評価さ

れている。

- ・有形固定資産の評価基準については、実務的な要素も考慮に入れた上で、時価・取得原価情報の有用性や信頼性、減価償却に与える影響等を考慮して再整理する必要がある。

② 行政コスト計算書

- ・現行モデルにおいては、経常的な行政コストを示す財務書類と位置付け、一会計期間における地方公共団体の費用と収益の取引高を明らかにすることを目的としている。この中で、収益とは、使用料等の対価性のある収入のみを計上するものであり、税金等の直接的な対価性のない収入については、行政コスト計算書に計上せず、純資産変動計算書に計上している。なお、税金については、国の公会計においても同様の取扱いとしている。
- ・税金を純資産変動計算書に計上しているのは、税金は、費用との間で基本的に直接的な対価性がないこと、主権者としての住民からの拠出と捉えるべきものであること、また、純資産の変動項目を一括表示することがより明瞭であること等の考え方によるものである。
- ・一方で、東京都や大阪府等の方式においては、原則として、行政コスト計算書に、一会計期間の税金を含めた全ての収入と費用を計上し、行政コストと税金等との対応関係を表示するとの考え方をとるものであり、国際公会計基準も同様の取扱いとしている。
- ・税金を行政コスト計算書に計上しているのは、税金等に係る個別の取引について、直接的な対価性はないが、税金等と費用との間には期間の対応関係が存在するという考え方に加え、全ての収入と費用を行政コスト計算書に計上することによって、行政コストが税金等によって賄われているかを示すことができ、企業会計に基づく財務情報とも類似している点で、住民等にもわかりやすいという考え方によるものである。
- ・このように税金をどの財務書類に表示して説明していくかについて、現行モデルと東京都や大阪府等の方式との間に基本的な考え方の相違がある。また、地方交付税や補助金等の収入の取扱いについても同様の相違があり、これらが、現行の財務業績の表し方における大きな相違点となっている。
- ・税金等をいずれの財務書類に計上するかという点については、地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえた財務業績の表し方として、どのように表すことが理解の促進等に資するものとなるかという観点から、

以下の純資産変動計算書の位置付けと併せて今後さらに具体的な検討を進めるべきである。

③ 純資産変動計算書

- ・ 現行モデルにおいては、一会計期間における地方公共団体の貸借対照表上の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表すことを目的として作成されている。
- ・ 特に基準モデルでは、地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえ、純資産変動計算書において、①経常的事業と投資的事業を合わせた財源・資源配分の状況を網羅性・一覧性をもって示すこと、②現役世代と将来世代の受益と負担の関係を示すこと、③フロー・ストック双方の要因からの純資産の変動を示すこと、④固定資産・長期金融資産の総額の増減状況を示すこと、を重視している。
- ・ このように財源仕訳を行うことについては、全ての地方公共団体に適用すべき基準を設定するという観点からは、複雑で導入しにくいという意見もあることから、その意義を踏まえた上で実務的な負担の軽減や理解のしやすさという観点から見直すこととし、財源等の情報を注記や別表等で代替して表示するなど実務的に簡素で、かつ、平易で理解しやすい方法とすべきである。
- ・ その上で、純資産変動計算書の位置付けについては、行政コスト計算書に係る議論と同様の考え方の違いにより、以下の2つの主張に分かれている。一つは、財務業績はフロー・ストックの中長期的な均衡状態によって評価するため、前述の特色を活かしつつ、純資産変動計算書を中心としてフロー・ストックの増減状況を表すことが適当であるとする主張である。もう一つは、財務業績は一会計期間の行政コストが税収等で賄われているかという観点で行政コスト計算書によって評価し、純資産変動計算書は貸借対照表を補完するものとしての位置付けとすべきとの主張である。
- ・ 今後については、前述のとおり、地方公共団体の財務業績については、①一会計期間の経常的な費用がどの程度あり、②それが税収等の財源によってどのように賄われ、③固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示すことによって評価することが適当であると考える。
- ・ このように、経常的な費用と財源の調達状況及び純資産の変動を示すことによって財務業績を評価することが必要であるが、これらをどの財務書類にどのように計上するかという点については、わかりやす

さや既存の財務書類との継続性等に配慮の上、今後さらに具体的な検討を進めるべきである。

④ 資金収支計算書

- ・ 一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる3つの活動に分けて表示した財務書類である。
- ・ 企業会計においても、資金収支の内訳を明らかにするため、収入と支出を3つの活動に区分しており、こうした考え方を基本として、わかりやすい表示方法等を引き続き検討する必要がある。
- ・ また、現金主義会計による予算・決算情報との関連性を説明し、一体的な理解を深めることで、より発生主義に基づく財務書類の有効活用に結びつけることが可能となるよう資金収支計算書において、既存の決算情報との関連性を説明する注記等の検討をすべきである。
- ・ 加えて、現金主義会計の補完として整備する意義を明らかにするため、資金収支計算書における現金収支と、発生主義による費用と財源の差額との違いについて、いかなる要因で生じるものであるかを説明することも必要である。

(3) その他

インフラ資産に係る減価償却の取扱い

- ・ 基準モデルのインフラ資産については、直接資本減耗として純資産変動計算書に計上することとしているが、この取扱いがわかりにくい等の課題があるという意見が大勢であった。こうしたことから、基準モデル特有の考え方である直接資本減耗を純資産変動計算書に計上すべきか、他の減価償却と区分せずに行政コスト計算書に計上すべきかという点については、再整理する必要がある。

5. 今後の実務上の課題と対応の方向性

(1) 固定資産台帳の整備

- ・ 地方公会計においては、資産・債務改革のみならず、公共施設の維持管理・更新等の把握の観点からも固定資産台帳の整備は必要不可欠であるが、平成25年3月31日時点における平成23年度決算に係る固定資産台帳の整備について、整備済の地方公共団体は、全体の2割にも満たない状況である。こうしたことから、固定資産台帳の整備の推進に向けた取組が必要である。

- ・ また、現状では、地方公共団体間で固定資産台帳の内容や精度にばらつきがあるが、いつまでにどの程度の固定資産台帳を整備すべきかについては、地方公共団体の規模による違い等も踏まえて、引き続き実務的な検討を進めていく必要がある。特に道路等のインフラ資産については、超長期にわたる継続的な行政サービスの提供（運用・管理）が前提となり、対象範囲が広く、数量・金額も多い中で財務書類全体に与える影響も大きい。既存の法定台帳等には固定資産台帳を整備するのに必要な情報が必ずしも網羅されているとは言えない状況である。このため、普及促進の観点から、インフラ資産については簡便的な方法についての工夫や配慮を検討すべきである。
- ・ なお、所有している固定資産のみならず、所有していない固定資産についても、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があることにも留意すべきである。

（２）複式簿記の導入

- ・ 地方公会計においては、検証可能性を高め、より正確な財務書類の作成を可能とするため、複式簿記の導入が必要不可欠である。
- ・ 複式簿記を導入することの意義としては、①帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与することや、②取引ごとに仕訳を行うことで、事業別・施設別等より細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となることが挙げられる。
- ・ また、現状では、多くの地方公共団体が決算統計活用型の総務省方式改訂モデルの導入に留まっており、固定資産台帳の整備と同様に、いつまでにどの程度（日々仕訳、期末一括変換等）のものを導入していくかについては、地方公共団体の規模の違いやクラウド等の財務会計システムの課題等を踏まえて、引き続き実務的な検討を進めていく必要がある。

（３）開示等にあたってのわかりやすい表示等

- ・ 新たな基準の導入にあたっては、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を通じて利用者に有用で信頼性の高い情報を提供することが重要であるとともに、全ての地方公共団体で円滑に導入に向けた取組が進むよう、また、実務に携わる職員や財務情報を利用する関係者の理解が促進されるよう、財務書類の表示や様式については、できる限り簡

素で分かりやすいものとする必要がある。そのためには、前年度との比較や、他の地方公共団体・国との比較がしやすいものとするべきである。また、将来的には国際的な比較を見据えていくことも必要であるとする。

- ・ また、こうした関係者の利活用にも資するような有用な財務情報を容易に入手できるようにするための工夫や配慮が必要である。
- ・ なお、より有用でわかりやすい情報を提供するため、国際公会計基準で検討されている、例えば将来財務情報や行政サービスの提供内容等といった、財務書類以外の財務報告の開示についても検討を進めていく必要がある。

(4) 活用の充実等

- ・ 財務書類を作成している多くの地方公共団体で住民や議会等への説明に財務書類を活用しているが、地方財政が厳しい中、財政の効率化・適正化につなげるためにも、活用の充実を図ることが重要である。
- ・ そのためには、財務書類や各種台帳等から得られる情報を活用することにより、個別に行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等につなげることが重要であり、持続可能な行財政運営を実施していくためにも、その継続的な取組が必要である。
- ・ なお、財務書類の活用については、総務省に設置した「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」において作成された「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」が平成22年3月に公表されているが、更なる活用の充実を図る観点から、新たな取組事例等も地方公共団体間で共有していくことが重要である。また、一層の活用を図るためには、財務書類の作成及び公表の早期化が必要である。

(5) 地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育

- ・ 説明責任の履行や財政の効率化・適正化につながる適切な財務書類を作成するための、さらには財務書類を分析してマネジメントに活用するための人材育成が重要であり、継続的な教育が必要である。
- ・ また、複式簿記等の知識・ノウハウを有する職員が育成されることにより、地方公営企業を含めた地方公共団体内部の会計処理体制の充実・強化を図ることが可能となる。

(6) 地方公共団体における事務負担等

- ・ 新たな基準の導入にあたっては、現行の財務書類のいずれの作成方式であっても、その普及及び理解が一定程度進んでいる現状において、相応の調整を行う必要があることから、例えば、それぞれの作成方式からの表示の組替方法を提示する等、慎重に進める必要がある。
- ・ また、特に小規模団体においては、対応するための体制の確保やコストの負担等の課題について、工夫や配慮が必要である。

(7) 地方全体に係る連結等の取扱い

- ・ 新たな基準の検討及び導入と併せて、地方公共団体の全体としての財政状態等を把握するための連結のあり方等について、集計方法等を含め、更なる精査を行っていく必要がある。

(8) 実務の円滑な実施に向けた全体的なロードマップの提示

- ・ 新たな基準の導入にあたっては、地方公共団体に対し、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論やスケジュールも踏まえた全体的なロードマップを示し、円滑に実務が実施できるよう配慮すべきである。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会 名簿

(平成25年7月25日現在)

(メンバー)

(敬称略)

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授)

(五十音順)

伊澤 賢 司 (新日本有限責任監査法人 公認会計士 国際公会計基準審議会委員)

石原 俊 彦 (関西学院大学専門職大学院教授)

鵜川 正 樹 (青山学院大学大学院特任教授 公認会計士)

川村 義 則 (早稲田大学商学学術院教授)

小西 砂千夫 (関西学院大学大学院教授)

小室 将 雄 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士) [第5回~]

坂邊 淳 也 (株式会社KPMG FAS 公認会計士)

菅原 正 明 (公認会計士・税理士)

関川 正 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

関口 智 (立教大学准教授)

(オブザーバー)

川野 豊 (財務省主計局法規課公会計室長) [第24回~]

小菅 秀 記 (東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長) [第10回~]

谷脇 博 之 (大阪府会計局会計指導課長) [第14回~]

(前メンバー)

森田 祐 司 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士) [第1回~第4回]

(前オブザーバー)

泉 潤 一 (財務省主計局法規課公会計室長) [第9回~第23回]

北波 孝 (財務省主計局法規課公会計室長) [第1回~第8回]

深井 稔 (東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長) [第1回~第9回]

林 要 一 (大阪府会計局参事) [第1回~第13回]

※「前メンバー」と「前オブザーバー」の役職名は、参加当時のものである。

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」開催要綱

1. 背景・目的

総務省では、新地方公会計モデル（基準モデル及び総務省方式改訂モデル）を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきたところである。

今後、新地方公会計を更に推進していくため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催する。

2. 名 称

本会合は、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 検討内容

- ・ 作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証
- ・ 国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策
- ・ クラウドコンピューティングの活用の検討
- ・ その他新地方公会計の推進に必要な事項

4. 構 成 員

別紙のとおり

5. 運 営

- (1) 座長は、研究会を召集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (4) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

6. 開催期間

平成22年9月から開催する。

7. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」での検討経緯

<u>平成22年度</u>	
第1回(9月30日)	研究会の運営方針等について、新地方公会計の現状について
第2回(10月28日)	国際公会計基準(IPSAS)の現状について
第3回(11月24日)	国際公会計基準審議会(IPSASB)の会議状況について、東京都の公会計の現状について
第4回(1月14日)	大阪府の公会計の現状について
第5回(2月18日)	IPSAS概念フレームワーク(CP・ED)について、国の公会計の現状について
<u>平成23年度</u>	
第6回(4月21日)	国際公会計基準(IPSAS)について
第7回(5月30日)	自治体の新地方公会計モデルの現状について、クラウドコンピューティングの活用について
第8回(6月29日)	これまでのヒアリングの整理
第9回(7月29日)	独立行政法人会計基準の現状について、国際公会計基準(IPSAS)について
第10回(9月29日)	地方独立行政法人会計基準の現状について、公営企業会計基準の現状について
第11回(10月18日)	国際公会計基準(IPSAS)について
第12回(11月28日)	地方自治体ヒアリング(地方独法・公営企業関係)について
第13回(1月27日)	国際公会計基準(IPSAS)について、これまでのヒアリングの整理
<u>平成24年度</u>	
第14回(4月5日)	今後の議論について
第15回(4月26日)	基準のあり方について
第16回(5月30日)	基準のあり方について
第17回(7月5日)	基準のあり方について
第18回(8月1日)	基準のあり方について
第19回(9月24日)	基準のあり方について
第20回(11月20日)	国際公会計基準(IPSAS)の現状について、今後の議論の進め方について、 基準のあり方について、複式簿記の導入・固定資産台帳の整備について
第21回(1月31日)	基準のあり方について、複式簿記の導入について、固定資産台帳の整備について
第22回(3月26日)	基準のあり方について、複式簿記の導入・固定資産台帳の整備について
<u>平成25年度</u>	
第23回(5月30日)	中間的とりまとめ骨子(案)について
第24回(7月25日)	中間とりまとめ(案)について、今後の進め方について